

豊中市生活困窮者自立支援金相談・受付等業務 委託公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在します。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「支援金」という。）を支給します。ついては、支援金の支給に係る相談・受付等業務委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを行います。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

豊中市生活困窮者自立支援金相談・受付等業務

(2) 業務の内容

別添「豊中市生活困窮者自立支援金相談・受付等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）11月30日

(4) 提案上限額

40,785,250円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 令和3年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。

(3) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと

(7) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと

4. 日程（いずれも、令和3年（2021年））

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 6月23日（水） |
| (2) 質問事項の締切 | 6月25日（金）15時 |
| (3) 質問事項への回答 | 6月28日（月）17時までに |
| (4) 応募書類提出期限 | 7月2日（金）正午 必着 |
| (5) 審査委員会による書類審査 | 7月2日（金）[予定] |

※ 提案内容に補足説明を受ける必要がある場合のみ、7月5日（月）に提案事業者へのヒアリングを行います。また、追加資料の提出を求めることがあります。

- | | |
|-------------|-------------|
| (6) 結果通知発送 | 7月5日（月）[予定] |
| (7) 委託契約の締結 | 7月9日（金）[予定] |

※質問、応募書類等は実施要領等の公表日から提出可能とする

5. 質問の受付

本要領の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書（任意様式）を電子メールにて提出してください。

- (1) 提出期限
令和3年（2021年）6月25日（金）15時 必着

- (2) 回答方法
質問に対する回答は、令和3年（2021年）6月28日（月）までに市のホームページに回答を掲載し、個別には回答しません

6. 応募方法

(1) 応募書類の種類

No	応募書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	<p>企画提案書</p> <p>※ 企画提案書は「7.選定方法（3）審査基準」により、審査するため、この内容に留意して作成すること。</p> <p><提案課題></p> <p>イ) 仕様書「4.業務内容（2）対象者からの問合せ対応業務」に記載しているコールセンターの設置に関しての委託契約の締結後（7月9日（金）[予定]）、最短で何日後にコールセンターが開設できるかを企画提案書に明記すること。</p> <p>ロ) 仕様書「4.業務内容（3）対象者管理システムの開発・管理・運用業務」の生活困窮者自立支援金管理システムにおいて業務効率につながる機能等があれば提案すること。</p> <p>ハ) 仕様書「4.業務内容（6）支給決定・不支給通知書の発送業務」に関して、通知書の入れ違い（誤封入）や1つの封筒に複数の通知書を混入させる等の誤発送の防止策を企画提案書に記載すること。</p>	任意様式

③	見積書	様式 2
④	見積の内訳書	任意様式
⑤	業務実施体制 ・実施責任者、担当者を明記した本事業の実施体制図を提示してください。 ・本業務に従事する職員の役割、類似業務実績を明記してください。	任意様式
⑥	関連する業務実績	任意様式
⑦	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑧	入札参加停止措置等状況調書	様式 3

(2) 提出方法

持参・郵送・電子メールのいずれかとします。

(3) 提出先

市民協働部 くらし支援課（後記 1 1. 応募先、質問先及び問合せ先を参照）

※提出後の書類の返却には応じません。

(4) 提出期限

令和 3 年（2021 年）7 月 2 日（金）正午 必着

※応募書類の分割提出は認めません。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（電子メールの場合は、正本 1 部）、電子記録媒体（CD-R または DVD-R に提出様式のデータを全て入力したもの）1 部を提出のこと。

7. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、書類審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。審査の結果、順位が 1 位の提案者の得点が、全体配点の 50% 未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ点数を一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

日 時：令和 3 年（2021 年）7 月 2 日（金）[予定]

提案事業者へのヒアリング：令和 3 年（2021 年）7 月 5 日（月）

ヒアリングを受ける者：本業務に携わる担当者とします。

(2) 審査結果の通知

結果は令和 3 年（2021 年）7 月 5 日（月）[予定]に郵送にて通知します。

(3) 審査基準

本実施要領の 6 ページをご確認ください。

(4) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者
- ④ 公募及び審査経過
公募経過、応募団体、審査経過、選定委員会の構成
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他

8. 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとし、この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがあります。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。選定された優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、優先順位が次順位の者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

9. 提案者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・本案件期間中に、前記3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・応募書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・書類審査においてヒアリング又は追加書類の提出を拒否したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。

- ③ 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ④ 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- ⑤ 本プロポーザルへの応募を取り下げの場合は、速やかにくらし支援課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。
- ⑥ 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

1 1. 応募先、質問先及び問合せ先

豊中市 市民協働部 くらし支援課 担当；吉良

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

電話：06-6858-6863 FAX：06-6858-5095

Mail：roukai@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市生活困窮者自立支援金相談・受付等業務委託 審査基準

審査項目	審査基準	配分
提案内容	本業務に取り組む際の基本姿勢が具体的に示されており、現実的か	50
	生活困窮者自立支援金相談・受付等業務運営に対しての業務手順等を把握できているか	
	6.(1)②企画提案書に定める提案課題及びその他の項目についての業務効率化や品質向上に関する提案内容及びその実現性について	
	業務を迅速かつ正確に遂行できる体制ができているか	
	市民からの問合せ（苦情や不満を含む）への適切な対応が可能となる体制ができているか	
	時期ごとの業務処理及び業務量が具体的に検討され、現実的な体制が検討できているか	
	管理責任者や各業務のスタッフにおいて実務に精通した人員を配置できているか ※業務従事予定者は官公庁等で類似業務の実績を有している場合には、その旨記載すること	
	業務を円滑に実施するための研修計画や理解向上の取組がされているか	
	多種の業務を統括して円滑・安全に運用するための方法が示されているか	
個人情報保護	個人情報の取扱に係る考え方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されているか	10
	個人情報の流失や紛失のケースが具体的に検討され、適切な対応策が示されているか	
業務実績	提案団体として官公庁等で類似業務の実績を有しているか	15
その他	市の政策推進への協力について、生活困窮者、障害者や就業経験の少ない若者、ひとり親家庭の親、高齢者など就労に向けた阻害要因を有する市民の採用等を積極的に行っているか。※実績がある場合は、実績がわかる書類（様式任意）を提出してください。	5
費用	提案額は必要最小限に抑えられているか	20
	事業経費（費目ごとに積算根拠が適切に示されているか）	
計		100

※公募開始日から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点します。